

総務文教常任委員会記録

平成30年 1 月12日（金）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

平成30年 1 月 12 日 日程及び付議事件

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	1 月 12 日 (金)	案 件 第 5 回市庁舎整備基本計画策定委員会の報告及び 計画素案（パブコメ）について 〔説明、質疑〕

1 出席委員氏名

委員長	下田	寛	委員	中村	直人
副委員長	松隈	清之	〃	飛松	妙子
委員	齊藤	正治	〃	竹下	繁己
〃	尼寺	省悟	〃	西依	義規

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	石丸	健一
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長	鹿毛	晃之
総合政策課長補佐兼政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐兼地方創生推進係長	田中	秀信

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武田 隆洋

5 日程

第5回市庁舎整備基本計画策定委員会の報告及び計画素案（パブコメ）について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

開会

午前10時

開議

下田寛委員長

それでは、ただいまから本日の総務文教常任委員会を開会いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付をいたしましたとおり、第5回市庁舎整備基本計画策定委員会の報告及び計画素案について報告をお願いしたいと思います。

以上、よろしく御了承のほどお願いいたします。



第5回市庁舎整備基本計画策定委員会の報告及び計画素案（パブコメ）について

下田寛委員長

それでは、市庁舎整備基本計画策定委員会の報告からお願いいたします。

石丸健一企画政策部長

おはようございます。本日は雪の中お集まりいただき、お時間をつくっていただきありがとうございます。

今、委員長からお話がありましたとおり、第5回目の市庁舎整備基本計画策定委員会を12月28日に開催をいたしております。

そこで、基本計画は1章から6章までで構成されておまして、主に6章の御審議を御意見等いただきまして、その後全体的な素案ということで確認をさせていただいております。

年明けて1月5日に庁内会議を開きまして、素案について決定をいたしております。

本日は、その5回目の策定委員会の6章の部分の御説明と、あと全体的な素案については概要版を作成いたしておりますので、本日は概要版をもとに御説明をさせていただきたいというふうに思います。

どうぞよろしくをお願いいたします。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

そうしましたら、第5回の外部の策定委員会の概要につきまして、まず報告をさせていただきます。

資料は、こちらですね。6章 新庁舎整備に係る事業計画と書かれた物をごらんください。

まず初めに、1ページ目でございますけれども、新庁舎整備の事業手法の整理を行っております。

本文に記載しておりますように、限られた財源のもと効率的かつ効果的に事業を進めることが必要であるということから、4つの事業手法を検討することとしておりまして、1つ目が、設計と施工を分けて発注する、いわゆる従来方式と言われます分離発注方式、これが1つ。

2つ目が、公共側の資金調達による設計・施工、これの一括実施手法となりますデザインビルド方式。

それから3つ目が、民間資金を活用した設計・施工、そして維持管理の一括発注手法となりますPFI方式。

そして4つ目が、民間が資金を調達して建設した後に、公共に対してその建物を一定期間リースするというリース式。

この4つの事業手法につきまして検討することといたしました。

資料をめくっていただきまして、2ページをごらんください。

2ページで事業手法の概要一覧として、それぞれの事業手法につきまして整備を行いました、本事業への適正性についての比較、検討を行ったところでございます。

ここで見る、一覧の中で特徴ごとにそれぞれの手法を検討しておりますけれども、一番右側ですね、リース方式につきましては、庁舎建設への導入事例が少なく一般的ではないというふうなこともございまして、これを除きます分離発注方式、それからデザインビルド方式、PFI方式を対象に本事業への適正性を比較するということにしたところでございます。

次に、右側3ページでございますけれども、それらの3つの事業手法の比較検討を行っていくに当たりましては、次の4つの視点が求められるというふうに考えております。

1つ目が、まず安全で良好な市民サービスを早期に提供できることということから、早期整備の確実性という視点が必要だろうと考えております。

2つ目に、コスト削減及び有利な財源を活用して効率的な施設整備を行う必要があるということから、財政配慮、事業の効率性という視点。

それから3つ目が、状況に応じた柔軟な事業推進、それから市民ニーズの反映をいかにしていくか、そういったところから、進め方の柔軟性や市民ニーズ等の反映といった視点。

そして4つ目が、地元企業の受注機会の確保ということで、地域経済への貢献につながるという視点が必要だろうということから、地元企業活用等の地域貢献という4つの視点が重要だと考えております。

次に、それぞれの事業手法ごとに想定されるスケジュールを整理したところでございます

けれども、これが3ページの中ほど、②のところでございます。

今年度、今現在平成29年度基本計画の策定作業を進めておりますけれども、平成30年度から設計業務となります。

まず、一番上の分離発注方式では、基本・実施設計に約12カ月、そして本体建設工事に18カ月を要しまして、ここに書いてますように、設計条件の早期確定や確実な工程管理というのが必要となりますけれども、設計発注、それから工事発注に要する期間を含めましても、今目標としております平成32年度までの竣工が可能ということでございます。

また、中ほどのデザインビルド方式では、当初に設計と建設を含めた主体企業の公募選定に9カ月の期間を要しますけれども、その後は一気通貫で効率的に設計、施工を進めることで工期短縮が可能となりますので、こちらも平成32年度までの竣工が可能となっております。

一方、一番下のPFI方式ですけれども、最初に導入可能性調査っていうのをやる必要がございますけれども、そこでPFI法に基づく事業者の公募・選定手続に15カ月——これは法定期間でございますけれども——これを要しまして、その後に基本、それから実施設計、本体建設工事に27カ月を要するということから、完了が平成33年度末の竣工となるということでございます。

こういった想定スケジュールを立てたところでございますけれども、これらはいずれも民間ヒアリング結果等に基づいて整理をしたものでございまして、これらの想定スケジュールを踏まえまして先ほどの4つの視点で、3つの事業手法の比較を行うこととしまして、次の4ページで示しております。

左側に視点を4つ書いておりまして、その視点に対してそれぞれ3つの事業手法の考察を行っておりますけど、まず1つ目、早期整備の確実性という視点では、前のページの想定スケジュールの中でお示しをしましたように、一番右側のPFI方式ではPFI法に基づく事業者選定に期間を要しまして、設計、施工による工期短縮を考慮したとしてもですね、完成まで最も期間を要する手法となっております。

次に、2番目の財政配慮・事業の効率性の視点では、分離発注方式でのコスト削減は民間における競争性や削減努力によるところが大きく、デザインビルド方式では、民間のノウハウの活用やコスト削減が期待でき、さらにこれPFI方式になれば維持管理までを含めたトータルでコスト削減等の効率化が期待できます。

それで、国が地方自治体向けに公表しています簡易シミュレーションソフトを用いまして、庁舎整備にかかるコストを算出いたしますと、従来方式に比べますと一定の効果が出るということがわかっておりますけど、ただここに書いておりますように、PFI方式では民間資金調達が基本となっておりますので、そうすると金利水準による調達コストが変動したり、ま

た今回活用を検討しております、交付税措置されます有利な起債の活用というのが工期的に難しいという状況となります。

次に、3つ目の視点であります進め方の柔軟性・市民ニーズ等の反映の視点では、分離発注方式では、設計と施工を別、それぞれに発注となりますので、設計、施工、維持管理まで一括実施のデザインビルド方式だったりPFI方式と比べますと、設計段階や設計完了時点での柔軟な対応や調整が可能ということが言われております。

そして、4つ目の視点でございます地元企業活用等の地域貢献の視点では、分離発注方式ですと設計と施工を別々に発注いたしますので、事業規模に応じた地元企業の受注機会の確保が可能となると。

ただ、デザインビルドやPFI方式になりますと、受ける側の主体企業の意向によるところが大きいというふうに評価をしております。

これらの4つの視点で評価を行いますと、評価欄に書いておりますように、デザインビルド方式やPFI方式よりも早期整備が実現できて、有利な財源の活用や柔軟な進め方、それから事業規模に応じた地元企業の活用も可能というようなことから分離発注方式によりまして事業を進めていきたいというところで判断をしたところでございます。

次に、右側の5ページになりますけれども、じゃあ今度は、設計者の選定方法をどうしていくのかというところでお示しておりますけれども、主な手法といたしましては、ここに掲載しておりますように、競争入札方式、プロポーザル方式、コンペ方式が考えられます。

それで、仕様書に基づきまして入札により設計者を選定する、いわゆる価格で選ぶという競争入札方式は最も安い金額で契約、選定できるという特徴がございます。

それから、基本条件とともにテーマを設定いたしまして、設計理念や考え方などで選定する、いわゆる設計者で選ぶというプロポーザル方式となりますと、民間のそういったノウハウを生かした能力のある設計者の選定が可能ということとなります。

そして、設計条件を具体的に示しまして設計やデザインの図面を提案する、いわゆる設計案で選ぶコンペ方式は、選定後の変更対応がちょっとほかのもの比べて難しく、提案に必要な図面作成に相当長い期間を要すると言われております。

今回、設計業務に当たりましては、発注者であります市と設計者が綿密なコミュニケーションを取りながら進めていくことが重要であると、ここにも書いておりますけれども、設計者のノウハウやテーマに基づくアイデアの反映であったり、市との連携など柔軟に対応できる設計者を選ぶ必要があるということから、設計者の選定方針につきましては真ん中のプロポーザル方式を採用するとしております。

それから、じゃあ、設計者の具体的な選定方法をどうするのかということでございますけ

れども、中ほどに書いております、公共施設の設計実績を踏まえた条件設定や創意工夫、地域特性の反映、高い品質の確保などを念頭に今後検討していくとしております。

それから、業務の一貫性、効率性という点を考慮いたしますと、基本設計と実施設計につきましては一括して発注することをですね、基本として進めていきたいというふうに考えております。

次に、6ページでございますが、2の概算事業費・財源計画でございます。

ここでは、本計画に基づきまして新庁舎整備に必要となる概算事業費をお示ししております。

昨年12月22日、12月定例会終了後の全体勉強会で資料提示をしておりましたけれども、そのときの資料では、延べ床面積をこれまで議論してまいりました約1万1,000から1万3,500平米としておりましたことから、事業費総額を約65億円から75億円とお示しをしておりました。

当日、勉強会の中で御説明いたしましたように、ここにも書いておりますけれども、財政面に配慮しながら事業費増大をできるだけ抑制するといったことで、確実かつ効率的な施設整備を基本とし、今後、設計段階におきまして詳細な延床面積だったり構造機能等を精査いたしまして、必要な機能を保ちつつ事業費の縮減を図ることとしておりますので、今後物価変動や消費税増税等により変わる可能性も含んでおりますけれども、事業費につきましては、約65億円を念頭に進めることと説明申し上げておりましたので、そういった形でちょっと資料の修正を行うこととしております。

また、中ほどの財源計画でございますけれども、事業費約65億円に対する財源計画はここに示しておりますように、いわゆる有利な起債ということで、公共施設等適正管理推進事業債で約38億円を充て、不足分につきましては、ここに書いております公共施設整備基金等、それから一般単独事業債、一般財源を充てることとしております。

最後に7ページ、右側でございますけれども、事業スケジュールにつきましては、先ほど3ページの各事業手法の想定スケジュールの中で御説明いたしましたように、今回、分離発注方式という形を選択しておりますので、今年度、基本計画策定を終えまして平成30年度の当初に設計業務の発注準備を経まして、できるだけ早い時期に設計業務に着手したいと考えております。

その後、平成31年度早期に工事発注準備を終えた後に、本館ですね、本庁舎の建設工事に着手をいたしまして平成32年度末までの建物竣工を目指すとしております。

その後移転を経まして、引っ越しを終えて現庁舎の解体工事、そして敷地全体の外構工事を行いまして、平成33年度中の全体供用開始を予定しているところでございます。

駆け足ですが、以上が12月28日の第5回策定委員会で議論、確認いただいた内容となります。

それで、これまで5回の策定委員会の中での議論を踏まえまして、先ほど、冒頭部長が申し上げましたように、鳥栖市市庁舎整備基本計画（案）というのを整理しております。

これが、今お手元にあるかと思いますが、この厚い冊子でございます。

今後は、この基本計画案を市民の皆様にお示しいたしまして、パブリック・コメントで御意見を頂戴するというを考えております。

パブリック・コメントの実施に当たりましては、1月15日週明け、来週月曜日に議会への説明のお時間をいただいております、当日はこちらですね。カラーで準備しております、この概要版を用いましてパブリック・コメントの説明を行うこととしております。

ちょっときょう、繰り返しになる部分もございますけれども、この概要版でパブリック・コメントの中身について少し説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、この概要版の1ページでございますが、中身についてはこれまで何度も総務文教常任委員会の中ではお示しをしておりますし、先日の全体勉強会でもお話しておりますので重複することあると思っておりますので、ちょっと駆け足になるかもしれませんが、1ページ目の現状と課題等の整理につきましては、もう既に御承知のとおり、現在の庁舎が抱えるさまざまな課題等についてここでお示しをしております。

そういった課題の解決、それから今回、市民アンケートで市民の皆様の御意見をあらかじめいただいておりますので、そういったもので見えてきた課題等を抽出しながらそれらを解決する方法としては新庁舎を整備するというので、今議論を進めているところでございます。

めくっていただきまして、2ページには建設候補地の検討ということで、上段の(1)建設候補地の抽出の部分では、じゃその新庁舎をどこに建設するのかという建設候補地の抽出の基準を5つ要件を出しまして、この要件をおおよそ満たす候補地を市内の中から、適地を選定いたしまして3カ所ありました。

その3カ所を具体的に絞り込むという作業を中段の(2)建設候補地の比較というところで行ったところです。

市民の利便性、災害対応拠点としての優位性、関連計画とも整合・将来性、事業の効率性、4つの視点から10の評価項目をそれぞれ検証して行った結果、2ページの一番最後、下に書いています(3)新庁舎の位置といたしましては、現庁舎敷地が最も優位であるという結論となったところでございます。

それから、右側3ページの3. 新庁舎整備の基本方針では、基本理念を市民の暮らしと安

全・安心を支える拠点というものを掲げまして、それにぶら下がる5つの基本方針を設定いたしまして、その基本方針を実現するための必要な機能であったり取組方策というのを、この3ページの中段以降から次の4ページにかけてお示しをしております。

今回のこの新庁舎整備におきましては、防災拠点としての機能、役割を果たすというものとあわせて、誰もが利用しやすく機能的かつ経済的で市民が親しみやすい、環境にも配慮した庁舎を目指すとしていることから、それらにふさわしい庁舎として必要な視点、機能などについて、市民の皆様からも広く御意見をいただきたいと考えております。

特に、この機能的な部分につきましては、外部の策定委員会の中でもさまざま御意見等が出まして、そういったものを踏まえながらここで5つの基本方針ごとにそれぞれ必要な機能というのを他市の事例なんかを参考にしながら、またなるべくわかりやすくイメージできるように写真等も用いながらここでお示しをしたところでございます。

ですから、こういった部分につきまして、市民の皆様から御意見をいただければというふうに思っております。

次に、5ページでございますけれども、ここでは新庁舎の必要規模及び駐車場の設定ということで上段でお示しをしておりますが、本市の人口であったり、また職員数、議員数を主な基本仕様といたしまして、新庁舎の適正な規模として約1万1,000から1万3,500平米、この幅を目安とする新庁舎っていうのが必要規模であろうということで算出をいたしております、それをここで記載をし、なおかつ駐車場、駐輪場につきましては市民アンケート結果を踏まえですね、台数の確保というのをここで記載をしております。

中ほど5. 新庁舎整備に係る施設計画では、(1)土地利用・配置計画の検討におきまして、この現庁舎を使いながらということで当初議論を進めておりましたけど、例えば仮庁舎をつくるっていう考えも一応考察が必要ではないかという御意見もありましたものですから、そういったものの考察もしておりますけれども、結果的にここに書いていますように、現庁舎を使い続けながら新庁舎を建設するとしております。

それから、配置計画におきましては、今回市民の利用の多い窓口を1階部分に集約するというのを考えておまして、そういったことで配置の自由度であったり、市民の利便性を高め行政機能の効率化、それから駐車場からの動線、周辺への影響等そういったものを総合的に勘案した結果、この現庁舎敷地の中でも、この庁舎の北側のいわゆるグラウンド側のほう、このエリアのほうを配置案ということで決定したところでございまして、そこをここでお示しをしております。

6ページには、(2)部門配置・フロア構成の検討ということでお示しをしておりますけれども、これちょっと、まだ具体的な設計が終わっておりませんので、仮に4階建ての新庁舎を

建設すると想定した場合のフロア構成案を示しておりますが、基本的な考え方といたしましては、ここに書いてますように、1階部分につきましては、先ほど言いましたように市民の皆様が最も利用されるであろう窓口を集約すると。

2階についても基本的にそういったものを、窓口的なものを中心に配置をして、3階部分には市民の皆様の利用が1、2階と比べれば少ないような部署を3階に配置。

そして、4階は天井空間とかそういったものをフルに活用するというので、議場等、議会の機能を設けるということで仮でこういった形にしておりますが、今後具体的な各課の配置計画等につきましても設計の中で決めていくとしておりますので、それによって実際何階建てになるかっていうところも決まってくるかと思えます。

それで、中ほどの各階平面・動線計画、それから中上層階平面・動線計画につきましては、こういった形が一番市民の皆様にとって便利か、または執務する側もいかに効率的に業務が行えるか、そういったものも今後配置計画等の中で検討を加えながら設計の中で決定をしていきたいということで、その考え方をここでお示しをしております。

7ページの(4)構造・設備計画等でございますけれども、構造計画では、いわゆる大地震が発生した後も庁舎機能を確保いたしまして、業務が継続できるような耐震安全性の確保、こういったものを確保していきたいと考えておりますし、次の設備計画では、災害応急対策活動への対応を踏まえまして、機能的かつ効率的にすぐれた基幹設備の導入を図り、外構計画におきましては、敷地内ですね、なるべく緑地といいますかゆとりスペース、そういったものを設けていきたいというふうに考えておりますけれども、緊急、防災にも利用できるような多目的なスペースを、現在東側、轟木川沿いに遊歩道とかそういったものも整備されていますので、そういったものも活用しながら配置をすることが好ましいというふうなことで、策定委員会の中でも意見等が出ておりますので、そういったものを外構計画の中でお示しをしていきたいと。

そして、庁舎につきましては、公共施設としてふさわしい外観デザインなど周辺との調和を図ることを目指していきたいというふうに考えております。

なお、6の新庁舎整備に係る事業計画以降につきましては、先ほど第5回目の策定委員会の概要の中で説明しましたので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

以上が、この概要版の説明となりますけれども、この概要版を用いまして来週月曜日、15日に議会のほうへパブリック・コメントの説明会ということで行いますので、きょうはこの委員会の中で事前にちょっと説明ということで報告をさせていただきました。

なお、パブコメにつきましては、部長申しましたように1月16日から2月15日、1カ月間意見聴取を行いたいと考えております。

それから、今進めていますこの新庁舎整備事業につきまして、市民の皆様に関心を持っていただきまして、より理解を深めていただくために、新庁舎建設に関する市民説明会というのを開催することといたしております。場所につきましては、この市役所の3階大会議室と、あと各まちづくり推進センターを全地区、ちょっと1回だけの開催になりますが、回らせていただきまして、そこで市民の皆様に関心を持っていますこの市庁舎建設事業についての説明をさせていただこうと思っております。

そして、御意見等につきまして、その場でやりとりはもちろんいたしますけれども、パブリック・コメント期間中でもございますので、そういったものを活用してですね、市民の皆様の声が届けていただきたいというふうなお願いをしたいというふうに考えております。

なお、この市民説明会等の開催につきましては、市役所分につきましては、市報のほうで御案内をしておりますが、まちづくり推進センターでの説明会につきましては、このあと各地区の嘱託員会を訪問して説明をさせていただきながら、ホームページ等を活用しながらお知らせをしていきたいというふうに考えております。

以上が、第5回の市庁舎整備基本計画策定委員会の概要の報告と、あと今後行いますパブリック・コメントの中身についての説明でございます。

以上です。

下田寛委員長

ありがとうございました。

それでは、この際ですので確認したいことや御意見等ございましたら、この場でお受けしたいと思っております。いかがでしょうか。

竹下繁己委員

すいません、ちょっと基本的なことば教えてもらいたかたですけどね、パブリック・コメントばしんしゃって、いろいろ意見が出るじゃないですか。

今、この配置図はA案でいきたいということですけどね、例えば、やっぱりこの間意見が出たように、バス停からものすごく遠くなるから不便だとか、グラウンドがなくなるのは嫌だとか、そういった市民の方々からの意見が出たときに、これがまた変更になる可能性とかはあるんでしょうか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

パブリック・コメントに寄せられました意見につきましては、全て意見に対する対応をまず庁内で検討いたしまして、その結果につきましては公表することとしております。

出されました意見で、その計画素案に反映させるべき御意見等をいただいた場合には、その反映についての検討を行いまして、基本計画の中で修正等につながることもあるかと思

ます。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

西依義規委員

実際、今度予算が出てきたわけですけど、例えば、市民の方々は何で今っていうのがあると思うんですよね、庁舎建設に対して。

市長は、多分これが出る前は、10年先まで建てることはないっていう、おっしゃって、代替しますということで、けど、僕らの話ではもう総務省からそういった地方債の優遇が出るようになったんでっていう——裏話じゃないけど、もちろん公表されている話ですけど——それがあって、ああ、なったんだなってわかるんですよ。だけど、多分市民の皆さんは、何で熊本震災が起こって、本来であればすぐ建てかえてもいいんですよ。本来であれば、この論法でいけば。

けど言わずに、そういった国の措置が出てから言ったっていうところはどっかに書いてあるんですか、これ。

石丸健一企画政策部長

国の施策が出て表明した、ではございません。その前に表明をさせていただいております。

そのときは、平成33年度竣工ということで当初、市長のほうからお話がなされております。

その後、平成32年度までに竣工した場合、有利な起債を使うことができるということがありましたので、この基本計画を策定する中で、平成32年度竣工が可能かどうかという判断も一定させていただきながら、今回計画をつくらせていただいております。

やはり一番は、もう熊本震災、それから、その後も新潟とかでもあっておりますけれども、それで近くの宇土市役所が機能不全に陥ったということで、その時点でもいろいろ検討がなされておりますけれども、そのときの話としては、委員がおっしゃったようにすぐにということでなかったんですけど、そういう中でも内々に議論を重ねた中で、議会のほうからも全会一致で御意見等もいただいておりますということも鑑みながら、再度調整をした、検討した結果ということでございます。

以上でございます。

西依義規委員

いや、すいません、ちょっとぶり返すつもりはないんですけど、時系列で見ると震災がありました、4月に。たしか6月かなんかに決議を、多分この委員会から発起で、多分されますよね、議会に。

それで、表明されたのは何月でしたっけ。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

同年11月に、新庁舎建設、庁内決定をいたしまして表明したと記憶しております。

西依義規委員

それで、総務省が言ったのは何月ですか、こういう措置がありますよっていう。

石丸健一企画政策部長

すいません、日にちまでちょっとあれですけども。

翌年1月、1月に入って国の新年度予算関係の説明の中にその記載があったというふうに記憶しております。

西依義規委員

ということは、執行部から見れば、6月に決議も出たんで議会側としては反対はないだろうという……、僕がわかんないのは、4月にあって、建てませんけど議会の議決が、決議がありました。検討します。それで、ここで庁内決定が9月2日出てきますよね。

9月2日に庁内検討を始めました、11月に表明、それで国のほうも1月に、じゃ出るっていうのが何か抜けてるような気がしたんで、ちょっと聞いたんですよ。

実際、建てるときにもし議会がまた賛成、反対ということかどうかわかんないですけど、その辺が何かこう、この文書の裏にあるような気がして。ひょっこり庁舎が、これ地震が、庁舎が、機能が不全になったんで検討を始めましたになつとるやないですか。

だけど、この間に2回、市長は建てません、議会は検討しなさいという議論が行ってあるんですよ。だけど、それ書いてないんですよ。

そういうのは、結局庁内側と議会側もしっかり議論した結果これが始まったちゅうところを僕は書く必要があると。その辺は書かんでいいですかね、そういう背景的なもの。

石丸健一企画政策部長

議論の経過は経過として、今おっしゃったような経過がございますけれども、そもそものこの庁舎の、どうして今なのかというところについては、ここの前段で書かせていただいております、やはり熊本地震等により庁舎が機能不全になったということを目の当たりにしたというところが一番大きゅうございますので、その部分、どうしてというところの目的の分を書かせていただいております。

下田寛委員長

ちょっと休憩入れていいですか。

午前10時35分休憩

今の設計者等の選定方法で、プロポーザル方式を採用すると書かれているんですけど、プロポーザル方式の、これを選んだ理由、ここにもちょっと書いてあるんですけど、どっちにしても多分ある程度は同じようなことって、これ全部に対して言えることじゃないですか。この部分、書いてある部分に関しては。

そっからさき、なおかつ、じゃそれでもプロポーザルにしようと思った決定的な要因ってあるんですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

選定方式につきましては、この3つ以外にも別の手法等もあるということで、他市でもさまざまな取り組みをされておりますが、一定いろいろ話を聞いたりする中で、プロポーザルという方式を採用されているところが結構多いということもございますけれども、もともと我々がこれを考えたのは、ここに書いてますように、競争入札方式は端的に言いますと価格で選ぶということになってしまうと。

プロポーザルは、提案内容について具体的に発注者と設計者側でやりとりができる。

コンペ方式になりますと、そこは、もうあらかじめ決まった設計案を選ぶということで、その後の、いわゆる修正とかそういったものがプロポーザル方式等に比べますと、やりづらいいというところもございまして、今後、発注者と設計者の中で、より綿密な意見交換といいますか、やりとりをしていく中で必要に応じて対応等について随時検討をしていくということ等を考えますと、やはりプロポーザル方式というのが柔軟に対応できるやり方ではないかというところで、この手法を今選定しているところでございます。

松隈清之委員

やりとりをしていく、コミュニケーションをとりながらやっていくっていうのは、決まってからですよ。事業者が選定された後の話ですよ。

その前は、それぞれ自分ところはこういうのでやって、こういう提案でみたいな感じでそれぞれ出されるわけじゃないですか、プロポーザルの場合はですね。言うたら、ある意味コンペも似たようなもんですたいね。

それで、決まった後にやりとりをしていくっていうことではね、もちろん最初の段階で、金額が——でき上がりの金額ですよ——でき上がりの金額って見えないということですか、プロポーザルの場合は。

要は、後から詰めていって、これも盛り込んでこれもやってとってやっていくと、やりとりしながら中身が変わっていく可能性があるということですよ。そうすると、事業費って見えないんですかね。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

プロポーザルの場合に、業者選定後にやりとりをしながら柔軟に対応していくとなりますけれども、一応プロポーザル入札の時点におきまして、設計額については、もうそこは固まりますので、その中で、やり方について協議を行っていくとなりますので、随時、例えば事業費が膨らんでいくということにはならないと思っております。

松隈清之委員

プロポーザルで業者が決まるじゃないですか。

それから設計ができ上がって、今度、分離発注方式だから施工のほうの入札に入りますよね。この期間ってどれくらいあるんですか。

ここの、今平成30年度で行くと、設計業務が平成30年度ありますよね、1年ぐらいかけて設計をつくっていくって感じになるのかな。それで、成果物として出てきたものに関して、大体金額がわかって——あらでよ、あらでわかった上で今度入札って、施工する業者の入札ってということになるんですかね。

石丸健一企画政策部長

今回、設計については、基本設計と実施設計と同時発注を行いたいというふうに思っております。それで、期間については丸々1年、12カ月必要というふうに現時点で思っております。

したがって、その中で基本設計で概略の金額が出て、実施設計で設計金額的な金額がはじき出されるという形になります。

松隈清之委員

タイミングを考えると、仕様書に基づき、いわゆる金額的に言ったら高いよりは低いほうがいいんだけど——金額的に言ったら多分仕様書に基づいて競争入札方式のほうが安いんですよね。だけど、それを選ばないのは、要は、設計に出すまでの仕様書をつくるのも、ちょっと時間かかりますよね。

これ、プロポーザルの場合って仕様書って別につくらないんですよね。

いや、仕様書っちゃあると思いますよ。ただ、あんまり……、同じレベルでの仕様書があるんですか、競争入札もプロポーザルもコンペも、やるとしたら。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

いずれの方法でも仕様書というのは準備をいたします。

競争入札になりますと、今、松隈委員おっしゃいますようにあくまでも仕様書に基づきましての入札になりますので、そこには、一定細かな仕様を固めていくっていうのが出てくると思います。

プロポーザルも、だからといって簡単でいいのかということじゃなくて、当然、発注者側

が求める庁舎の理念、イメージ、そういったものをお伝えをし、その中でそのテーマに基づいて設計者がどう考えるのかというようなところを踏まえた部分を仕様書の中でうたい込んでいきますので、そこに基づいて事業提案がなされると考えております。

その後、業者を選定した後に、実際、個別具体的な細かい仕様なんかを考察していく中で、発注者側であります市側と連絡をとりながら若干の修正といいますか、そういったものが可能となるのがプロポーザルというふうに認識をしております、そういった部分で業者選定後のそういった変更も含めたやりとりというのが、プロポーザルのほうが柔軟に対応できるということで、ここを採用したところでございます。

松隈清之委員

いや、その仕様書のどこまでを詳細にするかっていうところで行くと、競争入札方式とプロポーザル方式とコンペ方式、ありますよね。それで、より細かな仕様書が必要な順番ってというのはどうなんですか、この3つの。

石丸健一企画政策部長

指名競争入札が一番詳細に必要でありまして、その次にプロポーザル、その次にコンペ方式ということになります。

ただし、仕様については仕様書で、今、仕様書でお示しする内容ということで申し上げましたけれども、仕様書に書かない内容でも、一定庁内で現在もいろんな事項を詰めております。詰めておりますので、表に出る分が、今申し上げた競争入札が一番大きいと、多いという形にはなるかと思えます。

松隈清之委員

何でかっていうと、本当に設計業者のね、設計者の選定方法がベター、ベストという感じでこれになったのか、あるいは、限られた時間の中でやっていこうと思ったときに、多分プロポーザルが一番楽なんですよ、進め方としては。

だから、限られた時間でやらないといけないから消去法的にプロポーザルなのかなあっていう気がするんですけどね。

石丸健一企画政策部長

競争入札の場合は、私どもの仕様がもう主であり、プロポーザルについては一定条件等の設定はさせて、仕様の中でお示しさせていただきますけれども、提案を、私どもの案に上乘せした提案等をしていただくことを期待すると。

それと、コンペ方式については、どちらかというところと奇抜なアイデアとか、そういうものを期待する場合に使うような形というふうに考えておりますので、庁舎についてはプロポーザルが一番適当ではないかというふうに判断したところでございます。

松隈清之委員

別に、コンペ方式は奇抜なね、やつばかりが出るわけでは必ずしもないですけど、多分、理由はいろいろあるんだろうけどね。

多分、競争入札でやろうと思ったら、早い段階で仕様書を詰めないといけないですよ。それが、多分非常にしんどいんだという気がします。

ばたばたつくるよりは、プロポーザルでね、業者決まった後に、話し合いながら詰めたほうが、効率がいいかなという判断でプロポーザルになってるんじゃないのかなあ。

まあまあそれは、拙速にばたばたと仕様書つくって、競争入札されるよりはましかもしれないと思うんで、限られた時間でやるっていう前提がね、前提がそこであれば仕方がない選択かなと思う。その前提がどうかという気はするけど。

だから、全部ベター、ベストのほうに行くのならいいんだけど、そういう何か窮屈な、タイトなスケジュールの中で、それこそあとから、こうしとけばよかったっていうことにならないようにはしたいと思う。

ぜひ、そこは市民のね、パブリック・コメントであったり、いろんな機会を通じてなるべく後悔がないような——限られた時間でやるのであればよ。

頑張ってくださいと思います。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょう。

西依義規委員

プロポーザル方式で、設計者を選びます、そしてその設計者が基本設計、実施設計をつくり込みますよね。そのときの、例えば市民参加とかですよ。例えば、設計者が……。

例えば、お二人が市民の意見を聞いて、また設計者に伝えるというよりも、そういう場に設計者の方も来ていただいて、本当、生の市民の声も入れたところで何とかその設計に鳥栖市らしさとかを生かすとかいう考えとかはないんですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

実際の仕様書であったりとか、評価基準であったりとか、選考する組織であったりとか、そういったものについては、もうこれから検討していくこととしております。

現段階では、今、西依委員がおっしゃった、直接その設計者と市民の皆様と意見交換をするような部分についてもまだそこまで検討はしておりませんが、今後、新年度からすぐプロポーザルの発注作業に入りますので、その中でどういった形でやるのかというところは検討をしたいとは思っております。

石丸健一企画政策部長

特に鳥栖市らしさと言いますか、そういう部分については、多分複数案お見せして、御意見を聞くとかいうような、いろんな方策があると思いますので、そういうお声については聞いていきたいというふうには思っております。

西依義規委員

いや、多分市民の方もそこで聞いたって、言ったってですよ、言うちゃいかんけど、皆さんがそれを持って帰って設計者に伝えるっていうことは多分していないだろうぐらいのことはわかるんで、もしその辺に、隅のほうにおっちゃってですよ、そういう方が。

もちろん、普通どおりの市民の方の意見交換でいいんですけど、その方も、やっぱ会場にいらっしゃってのそういう意見交換とかワークショップはとても実のあるような気がしたんで、よかったら今後検討いただければと思います。

松隈清之委員

ちなみに、プロポーザルで幾つか、どれぐらいの業者がそこに参加するのかわかんないですけど、いくつか出されますよね。それで、多分それぞれ、簡単なコンセプトとかいう感じで幾つか、こういう感じで庁舎つくりますという提案がなされると思うんですよ、プロポーザルを選定する段階ですよ。

それって、例えば我々もこういう、この業者はこういう提案を出されてますけどみたいなものっていうのは見ることでできるんですか。

それって、プロポーザルだから、例えば金額と違って、はい、出ました。ここですっていう話にはならんじゃないですか。

プロポーザルとして提案されたものを、今度選定せないかんですよ。もちろん、我々が決定するというのではないんですけど、議会側からプロポーザルの中でいろいろ提案されているものについては、ああ、これいいんじゃないとかっていう意見とか言う機会ってあるんですか。

石丸健一企画政策部長

プロポーザル方式の選定につきましては、選定委員会というのを設置したいと現時点では思っております。

そこで、最終的に決めるという形で、その内容についてどう公表するのかというのは、ちょっと、今この時点で方針を持ち合わせておりませんが、何らかの形でできるような形は、特に皆さん、市民の皆様の御注目されている事業でございますので情報発信は努めてまいりたいというふうに思っております。

松隈清之委員

もちろん、プロポーザルだから細かな中身なんていうのは、最初の段階ではもちろん出な

いんですよね。ただ、おおむねイメージだったりとか、コンセプトとかっていうので選ばざるを得んじゃないですか。

そのあとは、言われるようにそもそもが庁舎なんか、そんな極端に変な構造にはならんわけだから、そうすると、大体の外観だとかそういうところぐらいになってきますよね、あとコンセプトとか。そこら辺でイメージがつくのは、多分そういうのを出していったほうが――我々や市民も含めてですよ。それで、最終的にどれになりましたっていうのを出したほうが、多分市民にとってはイメージがつくっていうか、今、庁舎建設やってんだな、みたいな。

だから、もちろん最終的な決定っていうのは、言うたらいろいろね、評価、ポイントで点数つけて、最終的にはどこどこに決まりましたっていうのは、それは選定委員会がするんだろうけど、我々も含めて、市民にもそういうのを出していくっていうのはいいんじゃないですかね。説明会するよりもイメージ湧くと思うんだけど。

下田寛委員長

それ、質問ですか。（「答えがなければ、意見です」と呼ぶ者あり）

石丸健一企画政策部長

先ほど申し上げたように、非常に市民の皆様の注目の事業だというふうに思っておりますので、情報発信には努めてまいりたいというふうに思っております。

下田寛委員長

よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

齊藤正治委員

今、設計のお話が出ておりますけれども、そのプロポーザルでした場合にね、応募する業者数ですたいね。これが少なかった場合はどういう、何社以上という、いろんな提案があるかもわかりませんが、ないかもわからない。

そういったときにはどうなるんですか。

石丸健一企画政策部長

基本的に、複数業者に応募していただくつもりといたしますか、今現時点で、どうでしょうかというお声がけていますか、聞き取り等もさせていただいておりますので、複数業者の方が応募していただけるのではないかとこのふうには思っておりますけど、制度的には、例えば1社であってもできるようにはなっております。

ただ、それでは比較、検討ができませんので、多くの業者の皆様に応募していただきたいと思っておりますので、期間についてもちょっと1年、丸々きちんと取るということで、応募しやすいような期間設定にも努めておるところでございます。

齊藤正治委員

建物そのものはシンプルな話ですから、難しいことはないと思うんですけど。

そういったときに果たしてね、プロポーザルで何社か来ているということでしょうけれども、どういう形で出るかわかりませんが、そこら辺で最終的にどうなのかっていうのは結構時間、手間暇かかるわけですから、だからそれをちょっと心配しますけど。

もう一つは、この予算の話ですけれども、現在この概算事業費のこれの根拠ですね。どういふものに基づいた、それぞれ、これ4項目分かれておりますけれども。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

概算事業費の内訳でございますけれども、まず調査設計関連費用、これにつきましては約2.5億円と表示をしております。中身は測量関係ですね、地質調査、それから測量。あと、そういったものにつきましては、平成30年度に事業として行うように今考えておるところでございます。

それから、基本設計、実施設計につきましては、先ほどから申し上げてましたように、平成30年度から約12カ月間の期間を要しますので、平成31年度まで少し食い込むのではないかとこのように思っておりますが、そういった基本・実施設計。それと、工事に伴います監理費、そういったものを含めまして、ここで約2.5億円を見込んでおります。

それから、建物工事費用の約50億円につきましては、類似の庁舎建設をやっておりますところの建設工事単価、そういったものを調査をしておりますけれども、現在工事単価が上昇したりしているところもございまして、今、私どもが見込んでおりますのは平米当たり45万円の建設工事がかかるということで、これを建設面積の目安であります1万1,000平米に掛け合わせましたところで約50億円。

そして、外構・解体工事費用につきましては、まず外構工事、これにつきましては、庁舎建設後の駐車場等を含め、緑地を含めたそういったものに対する分を平成33年度、平成34年度に実施することとしております。

それから、庁舎建設後にこの本庁舎を解体いたしますけれども、それにつきましては平成32年度竣工後の平成33年度に行うと。これにつきましても、他市の工事単価を掛け合わせまして、平米数に掛け合わせまして約10億円。

その他費用の約2.5億円につきましては、庁舎内部の備品関係、そういった物に係る経費。あと移転を伴いますので、いわゆる引っ越し費用、そういったものを含めまして約2.5億円。

以上、合計約65億円という金額を算出しているところでございます。

齊藤正治委員

この建設費用の、いわゆる約50億円の時点はいつの時点ですかね、参考にされた庁舎の。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

ここ数年で、近隣で庁舎を建設されたところの事例を調査しております。平成28年、29年で庁舎建設をされたところ等の平均といいますか、工事単価が平米45万円ということから、その数字を引用して積算をしております。

齊藤正治委員

いわゆる、今、建設業界は人手不足と。要するに、人手不足であるほど忙しいところもある、そしてオリンピックと重なったりいろんな、熊本の震災の復旧工事とかいろいろこう、全国的にやっぱりそういう状況ですよ。そうしますと、資材の高騰も含めて、要するに人材の確保、そういったものも含めてなかなか厳しいと。

50億円ぐらいの工事っていうのはそう大した工事じゃないんですね、民間の大手ゼネコンから言えば。

それで、どんどんどんどん高騰する可能性が非常に高くなってくると思うんですけども、そこら辺はどういうふうに見込んであるのかっていうのはわかりますか。

石丸健一企画政策部長

策定委員会の委員長であります三島教授のお話等もお聞かせいただいておりますけれども、確かにおっしゃるように、東京オリンピック関係で資材、それから人件費等の高騰があつておるといことではございますけれども、ここ数年で急騰するということは非常に、可能性としては急に高騰ですね、高騰することはないと。ただ、高どまりのままということはありませんということではございます。

平成28、29年の単価については、平成31年に工事発注を現在予定しておりますので、その年数からいうと、一定この数字でできるのではないかというようなお話はいただいております。

齊藤正治委員

金額的にはそう変わらないだろうというところかもしれませんが、結果的にね、要するに納入がおくれたり施工がおくれたり、実際の工事期間ね、そういったものが、今これ、平成32年度のケツ切ってるけど、それで終わらない可能性というのが非常に高いと思うんですよ。

だから、そこら辺も含めて、やはり考えていっとかんといかんかなあという気はしていますけどね。

資材が入らないと全体が全部おくれていくっていうことは、もう非常に、今、当たり前の状況ですから。そこら辺をどういうふうに見ていくかということでしょうけれども、検討しとってください。

石丸健一企画政策部長

工事期間については、現時点で約18カ月というふうに見ておまして、これはおっしゃるように余裕が十分あるような日程とはなっていないというのは、あると思います。

ただ、この期間で竣工は可能というふうに見ておられますし、また竣工していただけるような業者選定をしてみたいというふうに見ておられます。

それで、おっしゃる部分は、実は策定委員会の中でもそういう御心配といいますか、御意見はいただいておりますので、念頭に置いて業務を進めてみたいというふうに見ておられます。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

尼寺省悟委員

1点だけ。

財源計画のところ、適正管理推進事業債が38億円と。左側のほうに、整備内容に応じて活用可能な補助金の検討など、財政負担に十分配慮しながら検討を進めるというふうにしてあるんですけど、今後これ以外に何かそういったものが見込めるかどうか、そういう何か当てがあるのか、そういうのはどうなんですか。

石丸健一企画政策部長

防災関係の補助金が、実は庁舎にもございます。これは、みやき町がお使いになっておられるというふうにお聞きしておりますけど、今回私どもが使おうとしているこの事業債を使う場合は使えないということがございます。

それで、現時点で、何か本庁舎で活用できる補助等については確認ができておりませんが、そのほかの外構とか今後ありますので、何らかの形で、補助制度があればそれは取りにきたいというふうには見ておられます。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

松隈清之委員

確認を。

プロポーザルの募集期間で要りますよね。当然、つくってもらわないかんでしょう、鳥栖市の今の庁舎だとか。

それで、募集期間を考えると、これって平成30年度の頭にもう発注期間ってあるんだけど、これ割と早い段階で出さんと、この発注期間どれぐらい。これは年度で、この枠は年度と書いていいんですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）

だからこれ、もう早い段階で出さんと間に合わんですよね、これ。発注期間がどれぐらい取ってあるのかわからんけど。

発注期間っていうのは、うちにプロポーザルで提案を出してくださいっていう期間ですよ。これって、どれぐらいとってあるんですか。

石丸健一企画政策部長

今、おっしゃったように、公募してそれから考えていただく時間、企業さんが考えていただく時間等も十分、できるだけとりたいとは思っております。

それで、大体1カ月弱ぐらいの期間は必要だというふうに思っておりますので、発注自体は――発注といいますか発注期間というのは発注の準備も含めた期間ということでございますので、6月に契約が締結できるような形ができればというふうには思っております。

松隈清之委員

事前に、ある程度主立ったところをね、例えばそれが5社なのか6社なのか、10社なのかわからんけど、声かけといて、ね。事前にわかってると。

だから発注期間、公募でやっても、もう既に五、六社はね、出す準備をしているというところでわかっているんであればいいかもしれんけど。もちろん、今声かけてるのが何社かもちろんおると思うんだけどさ、発注期間が短ければ短いほど出てくるところ少ない、選択肢少なくなる。選択肢少なくなると困る、困るっていうかデメリットがあるのは発注者側だからさ。

なおかつ、さっき言ったように、プロポーザルで出てきたやつに関して選定せないかんじゃないですか。さっき言ったように市民の意見とかさ、いろいろそういうの考えると、選定期間をじゃ1週間で決めますとかっていう話にもならんとすればよ、その発注期間というか、要は決めるまでそこそこ時間要りますよね。要りますよね、結構。

だからそこは、あんまりそこをバタバタとやられると本当にもう時間のためだけに全部、何かカットしていみたいに見えてしまうんだけど、そこはちょっと丁寧にやってもらわんと、それこそ声かけてるところあるかもしれんけど、基本的に公募でやるんだったら、そんなときに初めて知ったところであっても提案ができるぐらいの時間はやっぱとるべきだし、そこら辺はちょっと何か。

時間を、平成32年度までにつくるという至上命題のためにいろいろ犠牲にされては困るなと、いいものつくるためにはね。

今、さっきも言われたように、ちょうどオリンピックと重なって建物を建てる時期はどうなんだろう。もう、工事入るときには終わってて、資材とか人もピークを過ぎているのかもしれないけど、もし重なるようであればね、やっぱり、ちょっと待ったほうがもしかしたら、

資材価格も人の手当ても落ちついていくのかもしれないし、そこら辺の事情も含めればこの公共施設等適正管理推進事業債も、もうここまで準備をしているけど、こういう事情で半年延びるけどいいですかみたいな話も総務省とかも含めて、できるかもしれないんだよ。もし、そういう事情があれば。もうそこまで、発注までは来ていますけれどもとか。

だから、あんまりこう、平成32年をもうどうでんっていうことの中で、あんまり犠牲にはしてもらいたくないなと思うんで。そこは、ちゃんと丁寧にやるべきところは丁寧に進めていただきたいなと思います。

下田寛委員長

意見として。（「はい」と呼ぶ者あり）

いいですか。

西依義規委員

できたら補足資料としていただきたいんですけど、この財源計画の結局65億円の事業費として、例えば30年間で借りますとか、こう。

実質、総額幾らかかって、いや、その分国の交付税措置がこれぐらいあるんで、実質負担額はこれぐらいですよっていうのは多分計算できますよね。そういう表っていただけたりしますか。もう、65億円のパターンでいいんで。

実際、口頭では、例えば10億円ぐらいの交付税措置がって聞いたんですけど、それを裏づける、ここに書く必要はないかもしれないですけど、65億円で38億円、27億円。また、65億円というこの結びつきがどうも。書かなくてもいいんでしょうけど、何か資料として欲しいなと思って。

今までの制度やったら、もう全額一般財源ですよ。そうしたら、その場合65億円で、利子まで含めたら多分七十何億円っていうのが、がっとうると思うんですよ。65億円が62億円ぐらいで終わりますとかっていう表って出せたりしますか。

石丸健一企画政策部長

この公共施設等適正管理推進事業債を38億円借り入れるとしたらということ、それからあと借り入れる場合の償還期間。実はこれ、20年で現在見ておまして、利率も2%で見ております。

そういう条件を付して交付税の措置金額は幾らという資料は作成できます。

下田寛委員長

じゃあ、ほか、何か。

松隈清之委員

そのシミュレーションは、その下の部分の38億円に対してはできると言うたい。もう、

仮に65億円のうち38億円の部分についてはできると思うっちゃけど、そのあとの公共施設整備基金とか、基金から使うのか、一般財源でやるのか、起債するのかによって、ここの割り振りによってトータル、大分変わってくるよね。

それ、いろんなシミュレーションしてくれると、これ。

石丸健一企画政策部長

私が今申し上げたのは、この38億円に対しての交付税措置の金額の内訳の御説明は、先ほど申し上げた前提条件をもとにつくることはできるというふうにお答えさせていただいております。

松隈清之委員

多分、西依委員は誤解してるけど、多分ね、65億円の（「全体が出るわけじゃないんですか」と呼ぶ者あり）、要は全体が出ると思うわけ。俺もそういうふうにしたんだけど。

だから、65億円だと38億円と27億円の、特にこの27億円の割り振りによって、例えば20年間でかかる金額、お金を払ってしまうまでにかかる金額っていうの変わってきますよね。

石丸健一企画政策部長

おっしゃるように、一般単独事業債を幾ら借り入れるかによって、そこは変わって参ります。

ただ、一番お金がかかる、その平成30、31年度の工事費、この平成31年度の状況によってここの区分ちゅうのは……、今の段階でお示しすることはできないということでございます。

松隈清之委員

ただね、いずれかの段階でこれの財政計画は立てないかんよね。もう財政側も含めて、20年間どうするかっていうのはあらかじめ決めないかんよね。あらかじめ決めていうか、ほぼほぼ最初の段階で決めるよね。一般財源どれくらい突っ込むかとか単独事業債どれくらいでやるか。

要は、基金をまず幾ら使って、ここを決めて、あと一般財源を幾らその時点で突っ込めるか。

だって使う期間、限られとるっちゃけん。平成30、31、32、33年、せいぜい平成34年まで。この期間内で一般財源をそれぞれ、事業費を見ながらどんくらい突っ込むかって見たら、あと借金しかないわけやけん。

そしたら、借金というのは大体、ある程度、今ね、20年間で起債でやるとして幾らって、大体もう見えるやん。つくろうと思えばつくれるはずなんだよね、財政計画は。

西依義規委員

僕が言ったのは、総務省の発表の資料に庁舎建設に対する地方財政措置制度の創設という報告があるんですよ。そこの中に、シミュレーションは40億円をした場合の負担例が載って

いるんですよ、そこに。普通に。

ということで、65億円も載せれなくて、これよりもっと安く済ませるような財政計画をつくってるってことですか。この、総務省が出してる40億円シミュレーションの部分の表よりもですよ。

ここは30年で0.6%と書いてあったんですよ。それよりも、鳥栖市としては、これを使いながら、違うのも入れてもっと安く済ませるのでシミュレーションができないということなんですか。

できないの理由がよく……。

石丸健一企画政策部長

できないと申し上げたのは、公共施設等適正管理推進事業債以外、2段目、真ん中ですね。上記以外（基金等）の、3つの一般財源、一般単独事業債、公共施設整備基金等というところの、この一般単独事業債が幾ら借り入れるということが、金額がないと利率の計算ができませんので、38億円を借りる場合と20年の2%とした場合、元金が約9億円、利子が約2億円という表はおつくりできますというふうに申し上げたものでございます。

西依義規委員

この38億円は、すいません、どの計算から38億円が出てくるんですか、この管理推進事業費は。

石丸健一企画政策部長

職員数に平米数を掛けて起債対象のあれが出ます。それに90%を押しした分が起債となります、それが約38億円というものでございます。（「そこまでは使えますということですね、その起債が」と呼ぶ者あり）

下田寛委員長

どうでしょう、ちょっと休憩入れますか。

これ、要は、財政計画はまだここまでの漠としたものまでしかできてないわけなんですよ。今後、今、西依議員が言われたようなところまでっていうのはなかなかまだできないわけ。

石丸健一企画政策部長

現時点でお示しさせていただいておるのは、この有利な事業債を幾ら使うというところと、あと全体額ということでございますので、差し引きの金額が27億円になります。この27億円はこの3つの財源で確保してまいりますという御説明となります。

松隈清之委員

繰り返しになるけどさ、あくまで仮定だよ、この金額全部仮定やけん。

今、設計してない段階でどれも正確じゃないけん、あくまで仮定なんやけど、さっきの上記以外のこの3つは、割り振りさえすれば試算できるけんね。

公共施設整備基金を例えばそのうち、じゃ10億円ここから使いますとか、一般財源で、例えば平成30から34年度までに何億ずつ入れますとか、何億ずつちゅうか事業にかかるのをどんぐらい出せるかなっていうやつを決めれば、後は残りは借金しかないっちゃけん。

そんなに難しくないんよ、雑なシミュレーションではあるけれども。この65億円だとしたときに、そんなに難しい話じゃないやん、これ。

下田寛委員長

何か、済みません。

ちょっと休憩入れようかと思ったんですけど。もういいですね、そのまま。

じゃあ、お願いします。

石丸健一企画政策部長

順番が逆というわけではございませんけれども、起債できる内容というのが決まっておりますので、建築に係るもの、それから外構、それから建築、外構に直接かかわる設計等というふうになっておりますので、それを幾ら一般単独——一般単独債というのは交付税措置がない、言い方は悪いですけども単なる借金というふうになりますので、できるだけそれは少なくしたほうがいいということもございますので、そこの調整が現時点ではお示しすることができないということでございます。

松隈清之委員

いや、だからこそさ、その起債対象になるのが決まっているからこそ、どこまで借金、起債を一般単独債でやるのか、出せない分は一般財源からしか出せんわけやけん、逆に言ったら。シミュレーションできるんですよ。

やるとしたらね、例えばさっき20年と言ったけど30年でも別に構わないんですよ。もちろん利息はその分払わないかんけれども、逆に圧縮して20年にしたほうが借金自体は早くなるけどさ、その分、要は償還負担があるわけじゃないですか。

建物の供用年数自体がさ、やっぱ50年以上あるわけやから、それをあんまり短い時間でやると、本来それを受けられる受益者っていうのが50年間いるのに、それを20年間の人たちだけが負担するっていうのはさ、必ずしもフェアじゃない部分もあるわけよ。

確かに借金を長く抱えておくのはいやかもしれんけど、利用者は長いっちゃけん。それを逆にね、その還額を多くしたのためにその20年間は別の形で公共サービスを、その何億円分かを減らされるっていうことになるっちゃけん、考えようによっては。

だけん借金は確かに早く返したいっていう、身軽にしたいっていう気持ちはわかるけれど

も、必ずしもさ、30年でもシミュレーションされとるように、必ずしもそんな短期間で償還する必要はないわけやん、そもそもこういう施設は。

だから、考え方としてはシミュレーションはできるんよ。その償還期間を20年にするのか30年にするのかは考え方があっていいと思ひよ。それは2パターンあってもいいと思うんだけど。

借金できる部分は限られとる。それ以外は現金で出すしかないわけやけん、一般財源しかないわけやけん、やろうと思ったら今の状態でもシミュレーションはできるはずやん、できるよね。

下田寛委員長

答弁できますか。

石丸健一企画政策部長

先ほど申し上げたように、起債については起債できる事業が決まっておりますので、じゃあ、起債できる事業がどれくらいなのかということは出すことはできます。

ただ、現時点でそれを全て起債で賄うということを決めておるわけではないのでお示しできないというふうに申し上げております。

現在、お示しできるのは、起債で確実にするというのは、この有利な起債は行うという方針を出しておりますのでこういう説明にさせていただきます。

それから、20年につきましては、これは20年と仮定した場合でというふうにお話をさせていただいております。あと、ここの年数については検討の余地があるというふうには思っております。

松隈清之委員

だけんさ、同じことたい。さっき38億円に関しては20年と仮定した場合に、9億円、2億円ですとかっていうのも。仮定やから。

じゃあ、借金できる分をもう全部、単独債でやって、残りを一般財源でやったと仮定すればこういうふうになりますってことは出せるわけじゃないですか。別に、それが市の案だとは思ってないわけやけん。

あくまでシミュレーションとして、じゃ20年で、借金できる分は全部やって、現金でしか出せない分は一般財源で出すしかないから、それをやったとすればこうっていうシミュレーションが幾つかあっても。

それを見せてくれっていう話やん、単に。

石丸健一企画政策部長

公共施設等適正管理推進事業債は借りるという方針は出しております。その借りる金額が

38億円ですと。

あと、仮定のお話は利率と償還年数の話でございまして、まだ一般単独事業債については借りるという方針を現時点で出しておりませんのでお示しできないということでございます。

(「いやいやいや」と呼ぶ者あり)

下田寛委員長

ちょっと休憩入れますか。

西依義規委員

本当、僕が見せてほしいというのは、市民の方へ、いや、これ交付税措置が今まで庁舎はなかったけん、まともに建てたらこんなにかかるんよと。今の試算で大体75億円ぐらいかかるよって、けど、何と今建てればこれが65億円ですよっていう、そういうのも無理って事ですか。

普通に、まともな借金、この一般単独事業債か何かで、もうこの制度がないと仮定して庁舎を建てましようとした場合って計算できるんでしょう。それもだめですか。

石丸健一企画政策部長

歳出の事業費については、もう65億円が現時点で考えている金額でございます。

それで、あと交付税措置については、歳入のほうで今後、もし38億円借りれば元金分が約9億円、利子分が約2億円、今後入ってくる見込みということでございますので、その部分についてここに交付税措置対象分75%、交付税措置率30%で、先ほど私が申し上げた前提条件をもとに数字をお示しするという事は可能でございます。

下田寛委員長

いいですか。

じゃあ、ちょっと僕からいいですか。

これ、今のシミュレーション等を出せる段階というのはいつになるんですかね。平成30年、もう入るわけですよ。

違う違う、平成31年の前になるんですか。

石丸健一企画政策部長

平成30年の中期財政計画ではきちんと出す必要があると。それまでには出す必要があるというふうに考えております。

下田寛委員長

それ何月になるんですかね。

石丸健一企画政策部長

9月議会のときに御報告してたかと思えますけど。すいません、うろ覚えですけど時期的

にはそのころでございます。

下田寛委員長

わかりました。

ということで、きょうのところは御了解いただければと。

ほか、何かございますでしょうか。

飛松妙子委員

いろいろとありがとうございました。

ちょっと、違う方向になるかもしれませんが、基本理念、基本方針の中に防災拠点となる安全な庁舎ということで、十分な耐震性、危機管理対策、災害時支援機能を確保し防災拠点として市民の生命を守り地域の支えとなる庁舎としますというところで、耐震性とかそういう確保はできているんですが、市民の生命を守り地域の支えとなる庁舎っていうところで、どうしてもひっかかるのがやっぱり道路関係なんですよ。

きょうも雪が降っただけで大渋滞っていう中で、じゃどうやってここに避難をしてこられるのかなとか、そういった面で考えると、やっぱり道路を考えないと非常に厳しいんじゃないかなっていうところがありますので、ここまちづくりだけではできないところだと思うんですが、もう一回この辺の道路関係をぜひ考えていただきたいなと思っておりますので、意見でいいですか。（「意見として」と呼ぶ者あり）

意見じゃないと答えられないですもんね。よろしくお願いします。

下田寛委員長

ほか、ございますでしょうか。

じゃあすいません、僕もちょっと素朴な、南別館は残すんじゃないですか。どういう活用の仕方になるのかなと思ってですね。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

別館といたしましては、東別館もございまして、現在ですね。東別館に現在入居をしている窓口等、そういったものの中に国の機関とかそういったものも現に入っているものも入居をされたりすることも想定されるのかなと思うんですけども。

下田寛委員長

じゃあ、まだこれからっていうところで、とりあえず残せそうだし、スペース的にも邪魔じゃないから残そうかなという。

石丸健一企画政策部長

今回、耐震性能の基準を満たしていない施設については、一定取り壊す必要があるという

ふうに考えております。

それから、あと東別館については、あそこの場所は一体的な緑地的な取り扱いも考えておりますので移築する必要がありますけど、非常に古うございますので移築ということにはなかなかならないのではないかというふうに思っておりますので、その移転先の候補の一つとしては考えられるというふうに思っております。

南別館は、耐震的に大丈夫でございます。（「大丈夫」と呼ぶ者あり）（「あっち。それは残すんですか」と呼ぶ者あり）

西別館については、耐震性能が十分ではないというふうに考えておりますので、取り壊す必要があるかとは思っておりますけど——その方針はありますけれども、いつ壊すのかというところについては、まだ方針が出ておりません。

下田寛委員長

じゃあ、新しい市庁舎ができるときに一緒に機能を移すっていう考えは、今のところはない。検討中。というのはあるんですか。

石丸健一企画政策部長

全体的に東別館、それから南別館、西別館ももちろんですけども、いつ、どうするのかというのは、方針的には同時に決める必要があるというふうに考えておりますんで、時期は若干ずれたりすることがあるかと思えますけれども、考え方としては同じ時期に出さなければいけないというふうに思っております。

下田寛委員長

わかりました。

じゃあ、南別館も何かの形で活用するという事なんですね。

すいません、素朴な質問でした。

ほか、ございますでしょうか。

松隈清之委員

災害時の機能と防災。防災なのかどうかわからんけど、備蓄倉庫とかって書いてあるわけじゃないですか。これは何か、今回特にそういう機能も、というのを言われているので、何かそういう特別な設備なんかを用意する、ここに書いてはあるんだけど、特別な設備を用意するような考えはあるということですか。

石丸健一企画政策部長

今も年次計画的に備蓄をさせていただいております。各小学校のほうに置かせていただいておりますし、あと本庁舎のほうにも食品が、食糧なしじゃ動けませんので、一定部分の備蓄も役所のほうには必要と思っておりますので、新しい庁舎についてはもちろん職員の活動

以上で、本日の総務文教常任委員会を閉会いたします。

午前11時45分閉会

鳥栖市議会委員会条例第 29 条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 下 田 寛 ⑩

